

平成 7 年 1 2 月 2 2 日

各 部 (室) 長 殿

交 通 局 次 長

加 藤 紘 一

東京都交通局の後援名義等の使用について (依命通達)

東京都並びに東京都交通局の後援名義等の使用承認の事務処理については、その適正化を図る上から、今後は下記によることとしたので、所属職員に周知徹底を図り、事務処理に遺憾のないよう取り計らわれない。

この旨命により通達する。

記

国、地方公共団体、公益団体等が開催する行事 (博覧会、展示会、講演会、記念式典等) について、主催者から後援、共催、協賛等の名義 (以下「後援名義等」という。) の使用の依頼があった場合は、下記により取り扱うものとする。

第 1 後援名義等の使用承認基準について

東京都交通局 (以下「局」という。) が後援名義等の使用を承認することのできる行事は、後援名義等の使用が局の施策の推進に寄与すると認められるもので、次の各号のいずれにも該当するものであることを要する。

- (1) 公序良俗に反するものその他社会的な非難を受けるおそれのあるものでないこと。
- (2) 宗教的又は政治的色彩を有しているものではないこと。
- (3) 私的な利益を目的としたものではないこと。

第 2 後援名義等の使分けについて

後援名義等は、局と当該行事との関わりの内容により、原則として次表により使い分けるものとする。ただし、主催者から特に要望のあった場合等これにより難しい場合は、この限りでない。

後 援	当該行事を外部的に支援する。
共 催	他の団体等と共同して当該行事を主体的に実施する。

協 賛	当該行事を外部的に支援し、主として金銭的援助を行う。
協 力	当該行事を外部的に支援し、局備品の貸与等、主として非金銭的援助を行う。

### 第3 後援名義等の使用承認手続について

- 1 後援名義等の使用承認を申請する者から、別紙様式（様式1）又はこれに準じた様式による申請書を徴するものとする。
- 2 後援名義等の使用承認に当たっては、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる者に協議するものとする。
  - (1) 当該年度、前年度又は前々年度に、当基準に 総務部総務課長  
よる後援名義等の使用承認の実績のある行事に係る使用承認
  - (2) 前号に掲げる行事以外の行事に係る使用承認 総務部長（総務課長経由）
- 3 後援名義等の使用承認に当たっては、行事の実施状況の把握等に必要な条件を付するものとする。

### 第4 後援名義等の使用承認の実績の把握について

総務部長は、後援名義等の使用承認について、その承認の都度、別紙様式（様式2）の後援名義等使用承認名簿に記録して、その実績を把握しなければならない。

### 第5 後援名義等の使用承認の通知について

後援名義等の使用承認の通知は、別紙様式（様式3）により、必要に応じ所要の補正を加えるものとする。ただし、これにより難しいものについては、この限りでない。

## 名 義 使 用 申 請 書

年 月 日

東京都交通局長 殿

申請者 住 所  
 名 称  
 代表者名 印  
 事務担当者  
 連絡先 ☎ ( )

下記の行事に、貴都（局）の名称を使用いたしたく、承認くださるよう申請します。なお、名義使用に際しては、貴局の条件を遵守します。

記

1 使用する名称	東 京 都 東京都交通局 その他 ( )	..... ..... .....	後 援 ・ 共 催 協 賛 ・ 協 力 その他 ( )
2 使用する行事	名 称		
	実施場所		
	実 施 日	年 月 日 ～ 年 月 日	
	内容及び 目的		

## 後援名義等使用承認名簿

番号	文書番号	名 称	実 施 場 所	申 請 者
	使用名義	承 認 年 月 日	実 施 期 日 ( 又 は 実 施 期 間 )	
1		年 月 日	年 月 日 ( ~ 年 月 日 )	
2		年 月 日	年 月 日 ( ~ 年 月 日 )	
3		年 月 日	年 月 日 ( ~ 年 月 日 )	
4		年 月 日	年 月 日 ( ~ 年 月 日 )	
5		年 月 日	年 月 日 ( ~ 年 月 日 )	
6		年 月 日	年 月 日 ( ~ 年 月 日 )	
7		年 月 日	年 月 日 ( ~ 年 月 日 )	
8		年 月 日	年 月 日 ( ~ 年 月 日 )	

\* 新たに使用承認したものは、番号を○で囲むこと。

(日本工業規格A列4番)

番 号  
年 月 日

あて

東京都交通局長

印

東京都交通局後援名義の使用について（承認）

年 月 日付けで申請のあったこのことについては、下記により承認します。

記

1 東京都交通局後援名義の使用を承認する行事

- (1) 行事名
- (2) 実施時期
- (3) 実施場所

2 後援名義使用承認の条件

- (1) 東京都交通局は、この行事に要する経費を負担しません。
- (2) 東京都交通局後援名義使用の印刷物等を作成する場合は、事前にその原稿を当局 部 課に届け出て、当局の承認を受けてください。
- (3) 申請内容に変更があった場合は、直ちに届け出て、当局の承認を受けてください。
- (4) 行事の終了後、速やかに結果の概要を文書により報告してください。なお、当局において必要と認めるときは、東京都交通局後援名義の使用状況について報告を求めることがあります。
- (5) 行事の実施上、東京都交通局後援にふさわしくない行為があったときは、この承認を取り消すことがあります。
- (6) 前号に定めるほか、当局の都合により、承認を変更又は取り消すことがあります。